令和5年度予算編成方針

1 本市の財政状況

(1) 主要財政指標の現状

令和3年度決算においては、前年度と比較し、実質公債費比率が0.4ポイント、 経常収支比率が4.3ポイント減少し、財政健全化に係る指標は改善していている。

【参考 令和3年度決算】

実質公債費比率 8.5%(14市中13位) 県内14市平均 5.4% 経常収支比率 89.0%(14市中10位) 県内14市平均 87.2%

(2) 今後の見通し

歳入においては、人口減少・少子高齢化が進行する中、新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、市税収入などの自主財源の確保は楽観視できない状況にある。また、普通交付税においては、合併算定替の特例措置の段階的な縮減が続き、一般財源総額の減少が見込まれる。

一方、歳出においては、市民ニーズの多様化に対応していくため、予算規模は拡大傾向にあり、今後は社会保障経費や公共施設・インフラにおける老朽化対策などの費用負担の増加が見込まれる。また、世界情勢の影響による原油価格・物価高騰等により、経常経費の増加も見込まれる。

これらの歳入・歳出の状況を踏まえると、令和3年度決算における財政調整基金の 残高は、令和元年度災害前の水準に回復し、市債残高は減少したが、今後の本市を取 り巻く財政状況は厳しさを増すことが明らかであることから、事業の廃止・統合など 職員一丸となって行財政改革を推進していく必要がある。

(単位・工田)

【参考 財政調整基金•市債 年度末残高】

公 令 别以调金基本 • 川貝	4. 没不没同】	(毕业・十円)
区分	財政調整基金	市債残高
平成 30 年度	7, 948, 775	57, 978, 475
令和 元 年度	3, 849, 733	58, 534, 807
令和 2 年度	5, 699, 937	60, 657, 348
令和 3 年度	8, 192, 995	60, 129, 176
令和 4 年度(見込額)	8, 830, 875	58, 415, 029
令和 5 年度(見込額)	5, 216, 366	63, 032, 229

[※]令和 4 年度見込額は9月補正後の数値

※令和5年度財政調整基金見込額は、乖離額に同基金を充当した場合の数値 市債残高は、歳入歳出推計の市債借入額と公債費を反映させた数値

2 予算編成の基本方針

令和5年度は、現在策定中の(仮称)第2次栃木市総合計画がスタートする年となり、計画の目標達成に向けて各施策を着実に推進することとし、新型コロナウイルス感染症対策と地域経済の活性化の両立、デジタル化や脱炭素社会の実現など、時代の潮流を見据えた取組を推進するため、市の財政課題を職員一人一人が自らの課題と捉え、市民ニーズや費用対効果を検討し、真に必要な事業に経営資源を集中する。

令和5年度当初予算編成にあたっては、以下の諸点を基本方針とする。

(1) 施策・事業の着実な推進

- ① 「第2期 栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業は、重点的に取り組む事業として、効果を十分に発揮するよう創意工夫の上、計上すること。
- ② 現在、令和5年度を初年度とする「第3次行政改革大綱・財政自立計画」を策定中であるが、引き続き、取組事項を着実に推進し、歳入の確保や歳出の抑制に努めること。特に、補助金交付金及び個人給付は、当該計画において、大幅な見直しを目標としていることから、安易に現状維持及び給付水準や補助率の上昇を伴う改正を行わないこと。

(2) 財源確保の徹底

- ① 市民負担に不均衡が生じないよう、課税客体の的確な把握、収納率向上、受益者負担の適正化を図ること。
- ② 国や県、国の外郭団体や民間等で実施している補助制度の積極的な情報収集に努め、各種交付金等に係る事業への活用を図ること。
- ③ 特定目的基金は、各種事業の推進のために積極的に活用することとし、再度、基金の趣旨・目的を確認すること。
- ④ 特別会計においては、より一層の経営合理化及び事務費等の経常経費の削減を図ること。また、企業会計においては、一般会計に依存せず、独立採算による運営に努めること。

(3) 行財政改革のさらなる推進

- ① 定員適正化計画に基づく職員の定数管理を着実に推進し、特別職非常勤職員を含め、総人件費の抑制に取り組むこと。
- ② 会計年度任用職員の配置は、必要人員数、勤務日、勤務時間を引き続きゼロベースで見直すこととする。特に、事務補助、窓口業務補助を行う者は、あくまで、補助であるという観点から、繁忙時期や混雑時間帯のみの配置とする。
- ③ 公共施設適正配置計画及び個別施設計画に基づき、統廃合等の対象となっている施設においては、現施設の利用期間中の安全を確保するための必要最小限の修繕に留めること。また、大規模な改修が必要となった場合、計画より前倒しの閉鎖を検討すること。

④ 実質公債費比率及び将来負担比率の改善のため、市債発行の抑制を図ること。特に、地方交付税措置の無い市債を財源とする投資的事業は、広く受益者があり、長期的な効果をもたらすことが確認できるものに限り実施する。

3 令和5年度財政収支見通し

- (1) 一般財源収入総額を 411.1億円(対前年度当初 3.5億円増)と見込む。
- (2) 一般財源需要総額を 452.5億円(対前年度当初 2.3億円増)と見込む。
- (3) 財源不足額は41.4億円と見込む。

4 令和5年度予算要求基準(一般財源要求限度額)

令和5年度予算の要求基準は次のとおりとするが、職員一人一人が財政状況に対し、危機感をもって予算の編成にあたり、要求限度額は厳守するものとする。したがって、要求限度額を超過した要求は、情勢の変化等理由の如何にかかわらず一切認められない。

また、各部長等は、その義務と責任において、既存事業等の廃止や事業手法の変更などにより事業費を低減し、要求額を圧縮すること。

(1) 投資的事業、行政的事業、管理的事業及び義務的事業の事業区分ごとの要求限度額は、令和5年度実施計画額を基に算出した別紙のとおりとし、その性質から一般財源の相互調整を原則不可とする。

ただし、部内調整を行ってもなお、行政的事業、管理的事業及び義務的事業のいずれかが要求限度額を超えてしまう場合、事前に財政課担当主計員と協議のうえ、次の調整に限り可能とする。

- ①行政的事業と管理的事業の相互調整 <行政的事業 ⇔ 管理的事業>
- ②義務的事業の不足額に対する行政的事業又は管理的事業からの調整 <行政的事業・管理的事業 ⇒ 義務的事業(不足)>
- (2) 当初予算編成時点で予見できる経費は、全て要求するものとし、補正予算による対応とならないよう留意すること。

5 その他

(1) 復活(調整)要求について

1次内示後、復活したい事業等がある場合には、部内の他事業の経費を削減し、要求総額が一般財源内示額の範囲内となるよう調整のうえ、復活(調整)要求すること。